

本和訳は、JICA 技術協力専門家が業務上作成したものであり、日本の企業・個人の皆様がベトナムの各種制度等を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICA のサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>) に従って本和訳を利用し、また、法律上の問題に関してはベトナム語原文を参照してください。JICA は、本和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

商工省に対する経済集中届出書類の提出手続に関するガイダンス

(国家競争委員会が設立されていない間に

経済集中に参加する予定の事業者用)

I. 事業者が競争法の規定に基づいて経済集中に関する届出書類を提出する場合

2018 年競争法第 7 条 2 項によると、経済集中に参加する予定の事業者は、競争法第 33 条および競争法の条項の一部の詳細を規定する政令第 35/2020/ND-CP 号第 13 条に定める経済集中の通知を行う必要がある場合に該当すれば、商工省に経済集中の届出書類を提出する。

事業者は、商工省のオンライン公共サービスポータル、または下記の住所宛てに郵便もしくは直接提出により、経済集中の届出書類を提出する。

商工省

住所：ハノイ市ホアン・キエム区ハイ・バ・チュン通り 54 番

電話番号：(024) 222 02 108

Fax: (024) 222 02 525

II. 経済集中の届出書類は以下の資料からなる：

1. 経済集中に関して 書式 TB-TKT に基づき作成されて商工省に提出される経済集中参加者のオフィシャルレター

2. オフィシャルレターと共に添付される経済集中の届出書類の各資料（競争法第 34 条に基づく）：

(i) 事業者間の経済集中協定の内容の草案または経済集中に関する契約案もしくは覚書

(ii) 経済集中に参加する事業者ごとの事業者登記証明書またはそれに相当する文書の正式な写し

(iii) 経済集中に参加する事業者ごとの、法令の規定に従った会計監査組織の確認を得ている、経済集中届出前の連続 2 年分の財務報告書または新設された事業者の場合は設立時から経済集中届出時までの財務報告書

(iv) 経済集中に参加する事業者ごとの親会社、子会社、グループ会社、支店、駐在員事務所およびその他の付属する部局（あれば）の一覧表

(v) 経済集中に参加する事業者ごとが経営を実施している各種物品、サービスの一覧表

(vi) 経済集中届出をする年の前の連続 2 年分の、経済集中に参加する事業者ごとの経済集中が予定される領域での市場占有率についての情報

(vii) 経済集中による競争制限作用惹起の可能性の克服方法

(viii) 経済集中の肯定的作用の評価および経済集中の肯定的作用の強化方法に関する報告書

注：事業者は、提供する情報の内容の誠実性および正確性につき法的な責任を負う。

III. 連絡先

事業者は以下の連絡先のとおり、直接連絡して経済集中届出の実施に関するサポートを受けられる。

商工省 競争・消費者保護庁

住所：ハノイ市ホアン・キエム区ゴー・クエン通り 25 番

電話番号：(024) 222 05 002 (内線：1058 または 1056)

Fax: (024) 222 05 003

Email: vcca@moit.gov.vn

Website: <http://vcca.gov.vn/>.